（別紙12-6-Ⅳ）【地域密着型介護福祉施設入所者生活介護事業所用】

日常生活継続支援加算算定表

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日常生活継続支援加算

★①前6月又は前12月の新規入所者の総数のうち、要介護4，5の入所者の占める割合が100分の70以上又は②前6月又は前12月の新規入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクIII、IV、Mの入所者の占める割合が100分の65以上又は③入所者総数のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（たんの吸引等）を必要とする者の割合が100分の15以上であること。

★介護福祉士の数が常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること

★①、②又は③に必要事項を記入すること

①前6月又は前12月の新規入所者の総数のうち、要介護4，5の入所者の占める割合が100分の70以上

前年度平均入所者数		必要な介護福祉士の数	

月	A．前6月又は前12月の新規入所者の総数（各月末日時点）	B．要介護4．5の入所者数	入所者の割合（B／A）	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
		平均		

②前6月又は前12月の新規入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクIII、IV、Mの入所者の占める割合が100分の65以上

前年度平均入所者数		必要な介護福祉士の数	

月	A．前6月又は前12月の新規入所者の総数（各月末日時点）	C：日常生活自立度のランクIII、IV、Mの入所者数	入所者の割合（C／A）	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
		平均		

＜①、②の記入に関する注意事項＞

入所者の割合については、届出日前6月又は12月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。
また、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の割合が、所定の割合以上であることが必要である。割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

介護福祉士の員数については、届出日前6月又は12月における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすこと。
さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な人数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。

③入所者総数のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為（たんの吸引等）を必要とする者の割合が100分の15以上であること。

前年度平均入所者数		必要な介護福祉士の数	

月	A'：入所者数（各月末日時点）	D：たんの吸引等を必要とする入所者数	入所者の割合（D／A'）	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月				
月				
月				
		平均		

＜③の記入に関する注意事項＞

入所者の割合については、届出日前３月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。
また、届出を行った月以降においても、毎月において直近３月間の割合が、所定の割合以上であることが必要である。割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

介護福祉士の員数については、届出日前３月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすこと。
さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近３月間の介護福祉士の員数が必要な人数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。